

# 淀川水系における水資源開発基本計画(案)のポイント

---

令和4年1月28日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

---

# 淀川水系における水資源開発基本計画(案)のポイント 1/2

(前回全部変更:平成21年4月)

## 1. 需要主導型からリスク管理型への転換

- ・水需給バランスの確保に加え、危機的な渇水、大規模自然災害並びに水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、水資源を巡る新たなリスクや課題に対応
- ・起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、ハード・ソフト対策を一体的に推進
- ・リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルを導入

表1 都市用水の府県別・用途別の需要の見通し

需要想定(国想定値+地域の個別施策の値)における実績年度(2018年度)から想定年度(2030年度)までの増減の年平均率 単位:%/年

	水道用水						
	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	合計
高位	0.8 やや増加 ↗	0.1 おおむね横ばい ⇨	0.8 やや増加 ↗	1.0 やや増加 ↗	-0.4 おおむね横ばい ⇨	1.0 やや増加 ↗	0.6 やや増加 ↗
低位	-1.7 やや減少 ↘	-1.3 やや減少 ↘	-0.9 やや減少 ↘	-0.8 やや減少 ↘	-1.8 やや減少 ↘	-0.8 やや減少 ↘	-1.1 やや減少 ↘

  

	工業用水						
	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	合計
高位	-	3.0 増加 ↑	-	4.4 増加 ↑	2.4 増加 ↑	-	3.7 増加 ↑
低位	-	-1.8 やや減少 ↘	-	0.6 やや増加 ↗	-0.4 おおむね横ばい ⇨	-	0.1 おおむね横ばい ⇨

### ○水の用途別の需要の見通し

(現況(2018年度)と想定年度(2030年度)を比較、表1参照)

- ・水道用水: 高位がやや増加(0.6%/年)  
低位がやや減少(-1.1%/年)
- ・工業用水: 高位が増加(3.7%/年)  
低位がおおむね横ばい(0.1%/年)
- ・農業用水: 新たな必要量が見込まれる

### ○供給の目標

- ・10箇年第1位相当の渇水: 安定的な水の利用を可能にすること
- ・危機的な渇水(追加): 生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要  
最低限の水を確保すること

### ○水需給バランスの点検結果(表2参照)

- ・危機的な渇水時にも、6府県合計として供給可能量が需要量を上回り、概ね安定的に水を確保可能

表2 都市用水の水需給バランスの点検結果

	渇水リスクの分析・評価						危機的な渇水時の対策		
	10年に1度程度の渇水時 (水供給の安全度を確保)			危機的な渇水時 (危機時に必要な水を確保)			危機的な渇水時の対策 (危機時に必要な水を確保するための対策※)		
	水道用水	工業用水	都市用水 (水道用水+工業用水)	水道用水	工業用水	都市用水 (水道用水+工業用水)	水道用水	工業用水	都市用水 (水道用水+工業用水)
三重県	領域A	-	領域A	領域A	-	領域A	領域A	-	領域A
滋賀県	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A
京都府	領域A	-	領域A	領域A	-	領域A	領域A	-	領域A
大阪府	領域A	領域A	領域A	領域Ba	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A
兵庫県	領域A	領域A	領域A	領域Ba	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A
奈良県	領域Ba	-	領域Ba	領域A	-	領域A	領域A	-	領域A
6府県合計	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A	領域A

  

【領域の区分】	
領域A	供給可能量 > 需要量「高位」
領域Ba	需要量「高位」 > 供給可能量 > 需要量「低位」 (Ba: 上位1/3, Bb: 中位1/3, Bc: 下位1/3)
領域Bb	
領域Bc	
領域C	需要量「低位」 > 供給可能量

※1(「ゴシック体」表示)  
 ・各府県のフルプランエリア全域での渇水に対するリスクを確認するために点検したものである。  
 ・「水道用水」及び「工業用水」の各欄は、各用途別の需要量と供給可能量を比較した結果を示したものである。  
 ・バランス点検に用いた供給可能量は、一定の前提条件の下での算定であり、実際の運用とは異なる点に留意。  
 ※2(「明朝体斜体」表示)  
 ・「都市用水」の欄は、水道用水と工業用水を合計した都市用水の状況を概観するために、単純に合計して比較した結果を示したものである。  
 ・「6府県合計」の欄は、本計画で対象としている6府県のフルプランエリア全体の状況を概観するために、単純に合計して比較した結果を示したものである。

※量的に算定可能な需要側・供給側の対策を考慮した場合

# 淀川水系における水資源開発基本計画(案)のポイント 2/2

(前回全部変更:平成21年4月)

## ○供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

- ・川上ダム建設事業(令和4年度完了予定)を掲上 ※変更なし
- ・必要な機能向上及び更新等の改築事業を機動的に実施できるよう水資源開発施設16施設を包括掲上

## ○その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- ・需要・供給両面の「水供給の安全度を確保するための対策」、事前・事後の「危機時において必要な水を確保するための対策」など、リスク管理型の計画として施策を大幅に拡充
- ・気候変動リスクへの対応、水循環政策との整合、先端技術の活用による社会課題への対応等を強化

## 淀川水系における水資源開発施設とフルプランエリア



## 2. 今回の全部変更の特徴

### ○最新の政策動向等の反映

- ・和歌山市における水管橋崩落を踏まえ、水資源を巡る課題として、施設の「劣化」を追加
- ・整合を図る関連計画として、気候変動適応計画を記載するとともに、流域治水関連法の施行を受けて流域治水との連携を記載
- ・気候変動の渇水への影響について、予測・評価手法の更なる進展、将来予測・評価結果、適応策に関する知見等を踏まえることを記載

### ○淀川水系の特徴の反映

- ・繰り返し取水・排水が多い淀川水系の抱えるリスクを記載
- ・琵琶湖の恵みを将来にわたって享受することが重要であるとし、琵琶湖の恵みの継承をその他重要項目として、健全な水循環の維持・回復に努めるとともに、生物多様性の保全及び再生を図り、湖沼環境の保全に努めること等を記載